

令和5年6月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第33号 亀山市税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	1
議案第34号 亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例・・	8
議案第35号 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	9
議案第36号 亀山市火災予防条例の一部を改正する条例・・	10

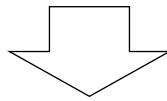
件名	亀山市税条例の一部を改正する条例	総務財政部 税務課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>市民税関係</p> <p>(1) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除は、所得割額から控除できなかった金額がある場合は、均等割額に充当を行い、それでも残額がある場合は、還付又は未納に係る徴収金に充当することとなっています。</p> <p>しかし、当該充当は、地方税法の規定により地方団体の徴収金[※]に対して行わなければならないとされていることから、国税である森林環境税についても当該控除できなかった金額により納めることができるよう規定の整備を行います。 <第23条の2関係></p> <p>※ 地方税法における地方団体の徴収金とは、都道府県又は市区町村が賦課する地方税をいいます。</p> <p>(2) 給与所得者が給与支払者に提出する扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年に提出した申告書に記載した事項と異動がないときには、その記載すべき事項に代えて、当該異動がない旨の記載によることを可能とします。 <第27条の2関係></p> <p>(3) 森林環境税は、個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収します。 <第30条関係></p>		

【個人の市民税の均等割及びこれと併せて賦課・徴収する税額の内訳】

改正前（平成26年度から令和5年度まで）

（単位：円）

項目	国 税	県 民 税	市 民 税	合 計
均等割	—	1,000	3,000	4,000
みえ森と緑の県民税	—	1,000	—	1,000
東日本大震災に伴う臨時 特例措置※	—	500	500	1,000
合 計	—	2,500	3,500	6,000



改正後（令和6年度以降）

（単位：円）

項目	国 税	県 民 税	市 民 税	合 計
均等割	—	1,000	3,000	4,000
みえ森と緑の県民税	—	1,000	—	1,000
東日本大震災に伴う臨時 特例措置※	—	—	—	—
小 計		2,000	3,000	5,000
森林環境税	1,000	—	—	1,000
合 計	1,000	2,000	3,000	6,000

※ 令和6年度以降は、東日本大震災に伴う防災施策のための臨時特例措置による引上げ分（県民税及び市民税を合わせて1,000円）が終了となることから、総額として増減はありません。

- (4) 森林環境税の導入に伴い、個人の市民税の納税通知書に森林環境税を記載します。 <第32条関係>
- (5) 森林環境税は、給与所得又は公的年金等に係る所得割額及び均等割額を特別徴収の方法により徴収する場合は、給与又は公的年金等から特別徴収の方法により徴収します。 <第35条及び第42条の2関係>
- (6) 肉用牛の売却による事業所得の課税の特例の適用期限（令和6年度まで）を3年間延長し、令和9年度までとします。 <附則第15条関係>
- (7) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、次の見直しを行った上、特例の適用期限（令和5年度まで）を3年間延長し、令和8年度までとします。

<附則第33条関係>

ア 適用対象から特定の民間再開発事業の用に供するための土地等の譲渡を除外

イ 開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡に係る開発許可について、次に掲げる区域内において行われる開発行為に係るものに限定

(ア) 市街化区域

(イ) 市街化調整区域

(ウ) 区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域

軽自動車税関係

(8) 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の種別割の税額については、3輪以上であっても原動機付自転車（第1種）と同様の2,000円とします。 <第91条関係>

<参考>

道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部が改正され、令和5年7月1日から、一定基準を満たす電動キックボード等については、走行場所が自転車と同様となるなどの新たな交通ルールが適用されることとなりました。また、当該電動キックボード等については、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）において、新たに特定小型原動機付自転車として区分を設けた上で保安基準が定められました。

【参考：道路交通法等における電動キックボード等の位置付け等】

項目	改正前	改正後
道路交通法等における位置付け	原動機付自転車 (第1種)	特定小型原動機付自転車 (一定の基準を満たすもの)
免許証	必須	不要(16歳以上)
ヘルメット	必須	任意(努力義務)
自動車損害賠償責任保険	必須	必須
ナンバープレート	必須	必須
速度制限	時速30km以下	時速20km以下
走行場所	車道のみ	原則車道又は自転車道(最高時速6km以下に設定すれば歩道も可)

(9) 環境性能割に係る臨時的軽減措置*の適用期間が令和4年度で終了したことから軽自動車税の環境性能割の税率の特例を定める規定を削除します。

＜附則第29条の2及び附則第29条の6関係＞

※ 臨時的軽減措置とは、消費税率引上げに伴う臨時的特例措置として、令和元年10月から令和3年3月末までに購入された自家用自動車又は軽自動車（中古を含みます。）につき、環境性能割の税率1%分を軽減する措置をいいます。

(10) 自動車メーカーの不正行為に起因してグリーン化特例対象車種の認定が取り消されたことにより、軽自動車税の環境性能割及び種別割の納付不足額が発生した場合の当該自動車メーカーが納付すべき軽自動車税の環境性能割及び種別割の額は、当該納付不足額に100分の10の割合を乗じて計算した金額から100分の35の割合を乗じて計算した金額に改めます。 <附則第29条の2の2及び附則第30条の2関係>

(11) 軽自動車の種別割の税率の特例（グリーン化特例（軽課））について、次の措置を講じます。 <附則第30条関係>

ア ガソリン軽自動車（一定の基準を満たす営業用乗用車に限る。）

(ア) 税率を50%軽減する措置の適用期限を3年間延長

(イ) 税率を25%軽減する措置の適用期限を2年間延長

イ 電気自動車等（電気自動車、天然ガス自動車、燃料電池車及びプラグインハイブリッド車）

税率を75%軽減する措置の適用期限を3年間延長

改正前

車種	電気自動車等	ガソリン軽自動車 (一定の基準を満たす営業用乗用車に限る。)	
		50%軽減	25%軽減
軽減税率	75%軽減	50%軽減	25%軽減
取得期間	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで		



改正後

車種	電気自動車等	ガソリン軽自動車 (一定の基準を満たす営業用乗用車に限る。)	
		50%軽減	25%軽減
軽減税率	75%軽減	50%軽減	25%軽減
取得期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間延長）	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで（2年間延長）	

固定資産税関係

(12) 地方団体が税額又は課税標準の特例措置の内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置<通称：わがまち特例>について、次のとおり規定を整備します。 <附則第17条の2関係>

ア 特例措置が新たに導入されたことに伴い、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に規定する管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンションのうち、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行ったマンションに係る翌年度の固定資産税額について、減額する特例割合は、3分の1とします。

本条例で定める特例割合	法において参酌することとされている特例割合
3分の1	3分の1 (6分の1以上2分の1以下)

イ 特例措置の適用期間が令和4年度で終了したことから、中小事業者等が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備等に該当する機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定める規定を削除します。

(13) 長寿命化に資する一定の大規模修繕工事が行われたマンションに対する固定資産税の減額措置について、減額を受けようとする者は、住所、氏名等を記載した申告書を提出しなければならないこととします。

<附則第18条関係>

その他

(14) 地方税法等の一部改正に伴う規定の整理を行います。

<第37条、第42条、第42条の6、第43条、第44条、第105条、第108条及び附則第17条関係>

3 その他

(1) 施行日は、公布の日とします。ただし、一部の規定の施行日等は、次のとおりとします。

ア 給与所得者の扶養親族等申告書に関する記載事項の見直しに係る規定の施行日は、令和7年1月1日とし、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する給与所得者の扶養親族等申告書につい

て適用します。

イ 森林環境税に係る規定の施行日は、令和6年1月1日とし、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用します。

ウ 特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税の種別割の税率に係る規定の施行日は、令和5年7月1日とし、令和6年度以後の年度分の軽自動車税について適用します。

エ 軽自動車税の種別割において講じているグリーン化特例については、令和6年1月1日以後に納税義務が発生した者に課する種別割について適用します。

(2) 給与所得者の扶養親族等申告書に関する記載事項の見直しに係る規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき市税条例第27条の2に規定する給与について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

(3) 特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税の種別割の税率に関する規定及び軽自動車税の種別割の納付不足額に関する規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

(4) 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

(5) 自動車メーカーの不正行為に起因する軽自動車税の環境性能割の納付不足額の見直しに係る規定は、令和6年1月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

(6) グリーン化特例（軽課）における措置の適用期限の延長に係る規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

(7) 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間内に中小事業者等
が取得をしたわがまち特例の対象となる先端設備等に対して課する固定資
産税については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

件名	亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例	総務財政部 税務課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>地方税法の一部改正に伴う規定の整理を行います。</p> <p style="text-align: center;">＜附則第4項、附則第5項及び附則第13項関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		

件名	亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	市民文化部 市民課
----	------------------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の一部が改正され、個人番号カード（利用者証明用電子証明書（以下「電子証明書」といいます。）が記録されているものに限ります。以下同じ。）の交付を受けた者（以下「個人番号カード所持者」といいます。）は、電子証明書を移動端末設備（スマートフォン）にも記録することが可能となります。

これまで、個人番号カード所持者が、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機を操作して、印鑑登録証明書の交付を受けるときは、個人番号カードを使用して交付を申請していましたが、電子証明書を移動端末設備にも記録することが可能となったことから、当該移動端末設備を使用して交付を申請することを可能とするため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

個人番号カード所持者であって、移動端末設備に電子証明書が記録されているものは、当該移動端末設備を使用し、多機能端末機を自ら操作することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることを可能とします。 <第12条関係>

3 その他

施行日は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日とします。

<参考>

印鑑登録者で、個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード（4桁の暗証番号を設定済みの個人番号カード）の交付を受けた者は、移動端末設備（スマートフォン）に国からスマートフォン内蔵型の利用者証明用電子証明書の発行を受けた場合は、個人番号カードを使用しなくても、多機能端末機（コンビニエンスストア等に設置されたマルチコピー機）を自ら操作することにより印鑑登録証明書の交付を受けることができるようになります。

件名	亀山市火災予防条例の一部を改正する条例	消防本部 予 防 課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部が改正され、急速充電設備に関する規定及び喫煙等に関する規定が見直されたことから、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 急速充電設備の定義について、その充電対象を電気自動車等とし、全出力の上限を撤廃するとともに、当該急速充電設備がコネクタを用いて充電するものであることを明記し、分離型の急速充電設備にあつては、充電ポストも急速充電設備に含むこととします。また、火災予防上必要な基準を次のとおり見直します。 <第17条の2関係></p> <p>ア 充電ポストは、次の規定を適用しないこととします。</p> <p>(ア) 建築物から3メートル以上の距離を保つこと。</p> <p>(イ) 筐体^{きょうたい}を不燃性の金属材料で造ること。</p> <p>イ 急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、手動で緊急に停止することができる装置を速やかに操作することができる箇所に設けなければならないこととします。</p> <p>ウ 主として保安のために設ける蓄電池は、急速充電設備に内蔵する蓄電池に講じなければならない措置に関する規定を適用しないこととします。また、分離型の急速充電設備にあつては、主として保安のために設けるものを除き、充電ポストには蓄電池を内蔵してはならないこととします。</p> <p>(2) 健康増進法（平成14年法律第103号）に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は、「喫煙所」の標識を設置しなくてもよいこととします。また、「禁煙」、「火気厳禁」又は「喫煙所」の標識（以下「禁煙等の標識」といいます。）と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合するものとしなければならないこととします。 <第22条、第32条及び別表第2関係></p>		

3 その他

- (1) 施行日は、公布の日とします。ただし、急速充電設備に関する規定の見直しに係る改正規定の施行日は、令和5年10月1日とします。
- (2) 急速充電設備に関する規定の見直しに係る改正規定の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の規定の適用については、従前の例によるとする経過措置を設けます。
- (3) 喫煙専用室標識が設置されている場合は、「喫煙所」の標識を設置しなくてもよいとする規定は、当分の間、指定たばこ専用喫煙室標識が設置されている場合においても適用します。
- (4) この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている禁煙等の標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格の適合の有無にかかわらず、従前の例によるとする経過措置を設けます。